

日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議における検討課題の概要（案）

協力者会議では、主に以下の5点についての検討を行う。

日本語教師の資格制度について**(1) 試験について**

日本語教師の資格を取得するために必要な試験の内容のほか、試験の方法について検討を行う。

(2) 指定試験実施機関・指定登録機関に求める役割について

試験実施及び登録機関を定める上で、全国各地での日本語教育の試験の円滑な実施、安定的な登録及び管理運営が可能となるよう、求められる要件等について、詳細に検討を行う。

(3) 更新講習について

更新講習の教育内容のうち、必修・選択の区分及び単位時間の配分等についての検討を行う。

(4) 教育実習について

日本語教師の資格を取得するために必要な教育実習の内容のほか、指導教員及び実習実施機関について、一定の水準を満たす履修が可能となるよう、求められる要件等について、詳細に検討を行う。

(5) 試験免除等の措置について

資格取得に際しては、「養成・研修報告書」に示された「必須の教育内容」に基づいた知識の有無を測定する試験の合格を要件とすることが適当であるが、日本語教師養成機関の質の更なる向上を通じて日本語教師養成の専門家の育成を促進する観点から、一部または全部を含めた試験の免除等の措置について検討課題とすることが適当であり、試験免除の対象及び範囲等について詳細に検討を行う。

(6) その他

制度運用開始後に試験や更新講習等の効果検証を行うための指標等、制度運営に際し必要となる項目に関する検討を行う。

日本語教育機関の類型化について

(1) 日本語教育機関の類型及びその範囲

「日本語教育の推進に関する法律」附則第2条に規定されている「日本語教育機関」の定義を明確にし、日本語教育機関を類型化するとともに、その範囲に関する検討を行う。

(2) 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方

日本語教育の水準の維持向上を図るための評価制度について、評価の対象、評価実施者や評価項目、評価の方法等に関する検討を行う。

(3) 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育機関に関する支援制度の整備について、その適否も含めた検討を行う。具体的には、支援方法や内容、支援の対象等についての検討を行う。

(4) その他

評価制度の運用方法等、制度運用に際し必要となる項目に関する検討を行う。

**日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議における
審議スケジュール（案）**

<p>7月9日 (第1回)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○有識者会議の運営方針や今後のスケジュール等について ○『日本語教師の資格の在り方について(報告)』の説明 ○指定試験実施機関及び指定登録機関の要件について ○ヒアリングの実施について
<p>1月25日 (第2回)</p>	<p style="text-align: center;">検討課題の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本語教育機関の類型化及び範囲について その他必要な項目について
<p>2月上旬～ 中旬 (第3回)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育機関の評価制度等の在り方について 試験の内容・方法等制度設計について 免除規定について 更新講習の内容等について その他必要な項目について
<p>3月上旬～ 中旬 (第4回)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育機関に対する支援の適宜等について 教育実習の内容等について

並行して、教育機関5～6団体へのヒアリングを実施。

	<p>受験料・登録料等の設定について</p> <p>その他必要な項目について</p> <p>方針がまとまった課題について、とりまとめを行う。</p>
--	--